

ふたたび「もの言えぬ監視社会」は許さない

「共謀罪」法案(「テロ等準備罪」)の国会提出に抗議し廃案を求める決議

安倍政権は、国民の反対を押し切り「共謀罪」法案(テロ等準備罪)について閣議決定し、4月6日衆議院での審議入りを強行しました。

安倍政権と与党は、この法案について、「テロ対策」を口実にしていますが、その本質は、第一に、「戦争する国」づくりなど悪政に反対する国民・市民の活動を監視し、抑えつけることにあります。

第二に、この法案は、憲法が保障する表現や思想・信条、良心、結社の自由を脅かすものです。

第三に、この法案は、犯罪行為が無くても「企てた」、「準備している」とみなして処罰するという近代刑法の「思っただけでは犯罪にならない」という大原則に反するものです。

第四には、どんな団体が「組織的犯罪団体」かを判断するのが捜査機関であり、恣意的な拡大解釈を許すものとなっており、情報を得るために多数の一般人を日常的に盗聴や監視の対象とし、組織の中に「密告者やスパイ、内通者」をお送り込むことさえ可能とします。さらには、労働組合、民主団体、自治会、サークルなどでの会話や協議などを処罰の対象とするなど権利運動やさまざまな分野の活動を取締りの対象としています。

政府は、「テロ対策」を掲げていますが、日本ではすでにテロ防止の国際条約に基づき国内法を整備しており、新たな法律など必要ありません。この「共謀罪」は、国民の厳しい反対を受け、過去3回も廃案とされてきたものの焼き直しにすぎません。

いま自公政権が、この悪法案の成立を急ぐのは、「戦争ができる国」づくりをめざすための特定秘密保護法、集団的自衛権の閣議決定、安保法制(戦争法)などに続くもので、今日、私たちが学んだ「自民党改正草案」が描く日本の未来の先取りをしていることです。

私たちは、「弾圧と戦争は手をつないでやってくる」という戦前の教訓—治安維持法が天皇絶対の反動支配、侵略戦争へと導く尖兵の役割を果たし、戦争反対と平和、民主主義と生活向上を求める国民の声を圧殺し、闘いと抵抗を抑えるための法律として大きな役割を果たしたことを忘れてはなりません。「共謀罪」法案が現代版・治安維持法と言われるゆえんでもあります。1928年、第一回普通選挙で当選した労農党の山本宣治は、敢然と治安維持法に反対し、官憲の不当な弾圧、拷問・自白強要の取調べなどを暴露し政府を追及し、反戦平和の主張と実践を続けました。それがために内務官僚の使嗾(しそう=そそのかし)を受けた右翼暴漢によって1929年3月5日、神田・光栄館において虐殺されました。

この山宣の果たした闘いと活動を今日に活かすべく結成した東京山宣会は、この闘いの中で山本宣治が「唯生唯戦=ひたすら生き、ひたすらたたかう」をかかげて敢然と闘ったその意気込み(山宣スピリッツ)に学んで、市民と野党の共同の闘いに合流し、その廃案をめざして奮闘するものです。

2017年4月8日

東京山宣会・緊急学習会参加者一同